

介護保険居宅事業者連絡会

【介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成 12 年 11 月に介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の経営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

平成 24 年 2 月の会員数は、398 事業所となっている。

【提言項目 1】

在宅サービスの区分支給限度額を引き上げること

【現状と課題】

平成 24 年度介護報酬改定では、新たな加算が創設されたが、区分支給限度額の変更はされなかった。利用者の中には事業所が加算を取得することにより区分支給限度額を超えてしまい、自己負担が増えたり、サービスの時間や回数を減らしている実態がある。

《アンケート結果から》

- 介護報酬単価を上げた場合、当然重度介護の方は枠組みである区分支給限度額を上げないと、介護保険の枠内ではサービス利用が出来ない。
- 区分支給限度額があるために、ケアマネジャーが加算を取得した事業所を計画に位置づけない、できない等の問題が起こっており、質の高いサービス提供や介護職員のキャリアアップを妨げる結果となっている。
- 区分支給限度額が変わらないため利用回数が減ってしまったり、経済的に困難なケースが出てきてしまうと考えられる。
- 事業所の体制は変動する可能性が高く、加算の有無が利用者負担や区分支給限度額オーバーに影響するのは高齢者を混乱させる制度であり、改善が必要。

【提言内容】

- (1) 利用者が本来必要とするサービスを抑制することのないよう、次期介護報酬改定に向けて区分支給限度額の引き上げが必要である。

【提言項目 2】

訪問介護の生活援助は、水準を下げずに制度上維持すること

【現状と課題】

訪問介護の生活援助は、平成 24 年度の介護報酬改定で提供時間の区分変更等があり、事業所、利用者に対する影響も大きい。自立支援に関わる掃除、洗濯、食事作り等は在宅生活を維持するために欠くことのできないサービスであり、軽度者への訪問介護の生活援助を制限した場合、特に都市部では在宅

生活が困難になる利用者が出てくる。

《アンケート結果から》

- 「通院時、病院内での介助は介護保険外となり負担が大きい」が **29.2%**
- 「家族が働いていたり体調が悪かったりして家事ができなくても、同居していると調理や掃除などの生活援助サービスが受けにくい」が **28.4%**（とくに重度の方）
- 「普段は自分や家族でできることが、体調や都合によって急にできなくなった時に対応してもらえないことがある」が **27.5%**
- あれば良いと思うサービスや手助けは、「自分や介護する家族が具合が悪くなった時など、緊急や一時的でも介護や家事をお願いできる」が **72.2%**

【提言内容】

同居家族の有無や要介護度に関わらず、利用者個々の状況を勘案して訪問介護の生活援助を利用できるように運営基準そのものを改め、特に軽度者の生活援助の切捨てにならないよう制度上維持する必要がある。

【提言項目3】

実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること

【現状と課題】

介護報酬は全国一律のため、都市部と地方の「賃金」「物価」の格差を調整するよう“地域係数”が設けられ、都市部の報酬が割増されている。平成24年度より、地域区分は国家公務員の地域手当に準拠する水準に引き上げられ、5区分から7区分へ見直された。それにとまなう激変緩和措置として平成26年度末までの経過措置が設けられた。しかし、地域係数は、介護報酬の「人件費部分」のみにかかる仕組みとなっており、土地代等「物価」の格差については反映されていない。また、地域区分についても実態に見合わない区分となっている現状がある。

【提言内容】

次期介護報酬改定に向けて、大都市の賃金、物価水準（特に家賃）に見合った地域係数・地域区分変更の見直しを継続し、地域係数に人件費率を乗じる仕組みを撤廃する必要がある。

【平成23年度 緊急提言、意見提出】

(1) 介護保険制度に関する要望書

提出先 厚生労働省 老健局長
 提出者 高齢者施設福祉部会長 高原 敏夫
 センター部会長 今 裕司
 介護保険居宅事業者連絡会運営委員長 山田 禎一
 日付 平成23年9月22日

(2) 介護報酬改定に向けた提言

提出先 厚生労働省 老健局長
 提出者 運営委員長 山田 禎一
 日付 平成23年9月28日